

大阪府内の中小企業等のみなさま

奨学金返還支援制度を 導入しませんか？

大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、
府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、
奨学金返還支援制度の導入を支援しています。

制度導入に係る負担軽減を図るため、
制度導入企業に支援金 **最大50万円** を支給します。

＼本支援金のポイント／

ポイント1

本支援金は、事業者が奨学金返還支援制度を導入する費用等の負担軽減のために支給するものです！
事業者が奨学金返還支援制度を運用していく
ランニングコストを補助するものではありません。

ポイント2

本支援金は、奨学金返還支援制度を導入したという事業者に、**定額で支給します。**

ポイント3

事業者名や支援金額などの支援内容等を大阪府のホームページで公表します。

主な支給要件

- ①大阪府の区域内に所在する本店又は事業所に雇用保険被保険者である従業員等が1名以上いること
- ②府育英会等から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度を導入していること
- ③ハローワーク又はOSAKAしごとフィールド(にであう)を通じて正社員の求人募集を行うこと 又は、奨学金返還支援制度の対象となる従業員が1名以上いること
- ④今回導入した奨学金返還支援制度について、支給決定日から5年以上制度を継続すること

※申請にあたり上記以外にも要件があります。詳細は募集要項を必ずご確認ください。

支援金額 (支援金支給の対象となる支援制度の導入時期については、募集要項をご確認ください)

大阪府育英会等の奨学金を対象にした
返還支援制度を新たに導入した場合 **30万円/社(定額)**

※府育英会への支援は必須で、別途、大学生等を対象にした支援制度も含める必要があります。

- 事業者における従業員への支援は、月額5,000円以上、年数5年以上(年間6万円以上かつ支援期間の開始の日から5年以内における返還支援額の総額が30万円以上も可)



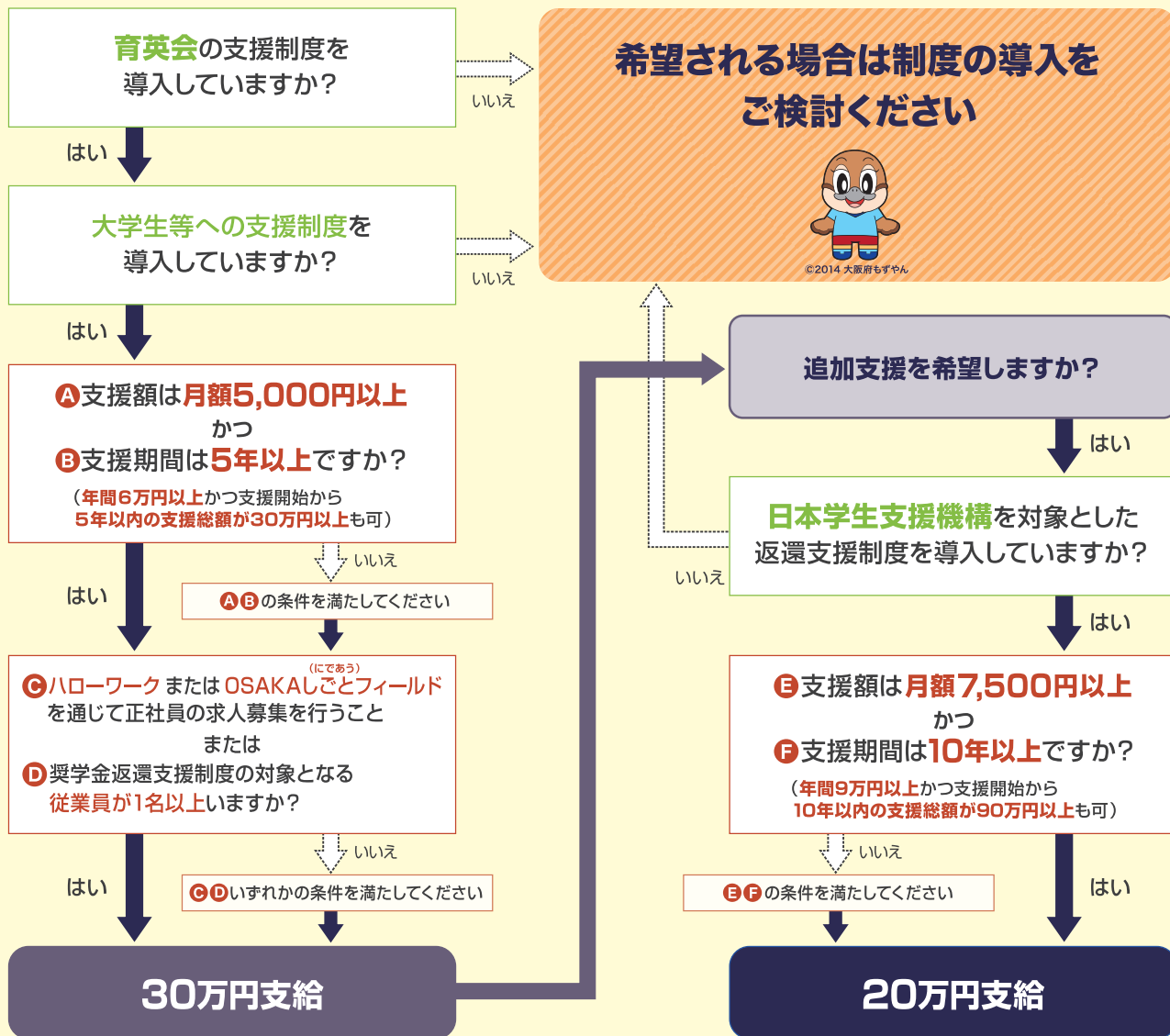
上記、府育英会奨学金返還支援制度に加えて、
学生支援機構奨学金返還支援制度を導入した場合 **20万円/社(定額)**

- 事業者における従業員への支援は、月額7,500円以上、年数10年以上(年間9万円以上かつ支援期間の開始の日から10年以内における返還支援額の総額が90万円以上も可)

企業等の奨学金返還支援制度とは？

企業等が貸与型の奨学金を受けていた従業員に対して、返還額の全部または一部を金銭的に支援するものです。支援の方法は以下のとおりです。奨学金返還支援制度を導入することで、**企業等のイメージアップや福利厚生の実現が図られ、人材確保・定着につながります。**

令和7年度から支給要件が変更になっています。必ずご確認ください！



大阪府では、奨学金返還支援制度を新たに導入した事業者に支援金を支給する事業を実施します。

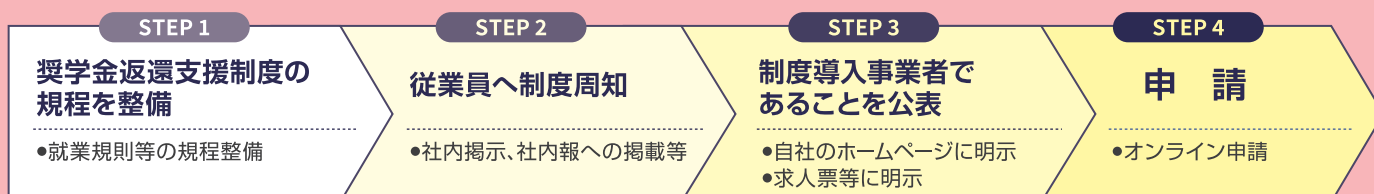
申請期間

第1期:令和7年4月9日(水)～令和7年6月30日(月)

第2期:令和7年9月3日(水)～令和7年11月28日(金)

※予算上限に達した場合は、その時点で受付終了します。

■申請フロー



支給要件、申請手続き等の詳細は、ホームページに記載する募集要項でご確認ください。

(ホームページは、右の二次元バーコードまたはURLから) <https://osaka-syogakukinhenkan.jp>

お問い合わせ

大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局 TEL:06-4792-9010

